

の方へ歸されしが其夜和尚の夢に、彼犬來りて我は足下の親なり、連て行飼べしといふ、和尚夢さめて翌朝僧衆に向ひ、扱々犬と言ども油斷のならぬ者かな、我親なる程に連て行よと告るなりと笑ひて語られけるが、又次の夜の夢に同じく犬來つて、我實に其方の親なり、若連て行めされずば、御身の命を取べしといふ時に、和尚夢さめて大に驚き、今は疑ひを晴し、彼犬を呼かえし連て熱田へかへられしが、白鳥にては此犬地を踏す、座敷にのみ居て、飯を喰にも和尚と相伴にして、夜は和尚の間に臥す、寛永十年の頃、江湖を置れしが、彼犬和尚と同じく一番の座の飯臺に付ゆへ、大衆見て數々噀り、何の譯ありて斯畜生と一所に飯臺に付ことあらん哉、是を止給はんすんば、江湖を分散せんといふ、和尚き、て大衆に對ていはく、其憤所理なり、去ながら此犬は我親なり、其故は如何々々なり、宥し給へと佗言せられしかば、大衆も漸承引て堪忍せり、彼犬江湖の次の年死す、其時龜幡、天蓋を拵、念頃に送り、三日の中懺法を修し、弔らはれしごと、本秀和尚のたしかに知て語られしとなり、江湖會といへるが、彼宗において假初ならぬことに、禪僧其寺に集り、永く滯留して勤る也。

〔雲錦隨筆〕丹後國與謝郡宮津より程近きに、犬の堂といへる小堂あり、往昔九世戸の智恩寺と波治村の海岸寺とに畜養し、犬の菩提の爲に建る所とぞ、海ばたの小坂の上なり、堂内に標石ありて、林道春の碑文あり、

丹後國九世戸文珠堂近邊有寺、曰海岸、傳稱昔海岸寺僧兼管文珠堂、其僧畜養一犬、愛之、此犬每日自海岸寺往來文珠堂、累年犬死、僧憐之、建一字、弔祭之、號犬堂、嗚呼猶慕其寺主之愛僧、亦思及□□之物、不亦奇乎、爾來星霜既舊、堂宇毀壞、非無懷古之感、今興土木之事、成斧斤之功、乃記其趣、以爲御後證、

延寶六戊午月日

當國宮津城大江姓尙長立

弘文院林學士誌